

《投薬にあたっての注意事項》

投薬は、医療行為に位置づけられており、本来は保護者様がお子さまに投薬していただくのですが、やむを得ない理由で保護者様がお子さまに投薬できない場合にも、保護者様に代わって保育士または看護師が、投薬をいたします。ただし、投薬の際には、必ず投薬依頼書に必要事項を記入していただき、おたより帳にも投薬の旨をお書きいただいて、おたより帳に、はさんでお届けいただきますようお願いいたします。投薬依頼書と薬剤情報提供書の提出がない場合、もしくは投薬依頼書に記入漏れがあった場合は、投薬はできませんのでご注意ください。以下、注意事項を御確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

(1) 投薬できるお薬は、お子さまを診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。

(2) 市販のお薬、保護者様の判断で持参したお薬は、投薬できません。

(3) 投薬を依頼される場合は、必ず投薬依頼書を提出してください。また、薬を処方された際に頂く「薬剤情報提供書」などのお薬についての説明が書かれた書類がある場合には、それらも必ず添付してください。(コピー可)

(4) 投薬するお薬は、必ず1回分ずつに分けて、その日、飲む分のみご持参ください。1回分ずつに分けたお薬の袋や容器には、必ずお子さまのお名前と投薬時刻を、はっきりと消えないように記名してください。

(5) 投薬依頼書とお薬は、必ずおたより帳にも投薬のあることをお書きいただき、おたより帳に、はさんでお届けください。投薬依頼書を提出されなかったり、記入漏れがあったりした場合は投薬できませんのでご承知ください。

(6) 座薬の使用は原則として行いません。ただし、熱性けいれんなどやむを得ず使用する場合は、主任保育士までご相談ください。

(7) 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作がでたら・・・」というように、症状を判断して投与しなければならない場合には、当園として判断ができませんので、その都度、保護者様にご連絡をすることとなりますので、ご承知ください。

(8) 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子供の主治医または囑託医の指示に従うと共に、相互連携が必要となります。必ず主任保育士までご相談ください。

(9) 主治医の診断を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から△△時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください

(10) 塗り薬(ハンドクリーム・リップ・日焼け止めクリーム)も病院で処方されたものしか園では受け付けません。

投薬依頼書

社会福祉法人 聖愛会
幼保連携型認定こども園
第2なでしこ こども園園長殿

医師の診察を受けたところ、下記の通り指示がありましたので保護者の責任において看護師・保育士が投薬させることを依頼します。

令和 年 月 日 保護者氏名 ㊞

クラス名		園児名	
病院名	(電話)		
受診日	令和 年 月 日		
医師の指示 (与薬期間)	令和 年 月 日から	令和 年 月 日までの	日間
処方した薬局名			
症状や病名	1 風邪 (咳・鼻水) 2 下痢・嘔吐、腹痛 3 喘息 4 アレルギー 5 その他 ()		
薬の名前			
薬の剤型	錠剤・カプセル・粉末・顆粒・液 (シロップ)・外用薬・座薬・吸入・ その他 ()		
薬の種類	抗生物質・感冒薬・胃腸薬・アレルギー薬・解熱剤・外用薬・点眼薬・点鼻薬・ 軟膏・ その他 ()		
投薬方法	(例)・そのまま口に入れて飲む・スプーンに取って飲む。〇〇に混ぜて飲む。		
保管方法	室温・冷蔵庫・冷暗所・()		
投薬時間	食前・食後・時間薬 (時 分ごろ)・その他 ()		
外用薬の使用法	部位 () 使用量 ()		
投薬時・投与後の 注意点			

1 回分の量ずつ小分けにして氏名・投薬時刻を記入してその日飲む分のみ持参ください。投薬依頼書の記入漏れや、投薬依頼書と薬剤情報提供書の提出なしの場合は投薬できません。おたより帳にも、投薬のあることをお書きの上、おたより帳にはさんでお届けください。